平成２５年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目96番地の１　辻文化104、住民票上の住所大阪府阪南市尾崎町４丁目９番１号
債務者　坂本　　整
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市立花町４丁目７番30―103号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目23番２―206号
債務者　横江　直幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６７号
兵庫県西宮市深津町３番７―311号、前住所兵庫県西宮市上ヶ原三番町１番38号　グランメールⅡ207号
債務者　上原あゆみ（旧姓宮野・開）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目20番45号文化新町荘
債務者　南　　徳重
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７号
山口県萩市大字江向197番地２
債務者　熊谷　絹代
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３０号
山口県萩市大字山田4711番地31、前住所山口県萩市大字椿東2751番地７　県住東萩団地４棟301号
債務者　時乗　建次
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第７９号
北海道小樽市桜５丁目11番30号
債務者　高木　美樹
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３１号
秋田県大館市岩瀬字谷地の平３番地165、前住所静岡市駿河区手越原174番地の１　メゾン手越原201号
債務者　武田　　久
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４７号
福島県福島市太田町25―12コーポみちのく205号、住民票上の住所福島県郡山市富久山町久保田字上野37番地の２高橋貸家３号
債務者　林部　陽蔵
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
福島県岩瀬郡鏡石町桜岡17番地
債務者　鈴木　　恵（旧姓設楽）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
新潟市北区早通北５丁目１番32―38号
債務者　小出　繁紀
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
山梨県甲府市七沢町502番地９
債務者　小杉　令子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
三重県伊賀市四十九町2168番地の19
債務者　竹内　一浩
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２４号
滋賀県長浜市下坂浜町394センチュリーワンＢ５　106号、住民票上の住所滋賀県長浜市西大井町40番地
債務者　西沢　信弘
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
滋賀県大津市中庄１丁目14番７号　102、前住所兵庫県西宮市柏堂町１番８―202号
債務者　真渕　美香
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１１号
兵庫県西宮市上ケ原四番町１番41―601号
債務者　上村　義己
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７４号
兵庫県西宮市老松町14番15―403号、前住所兵庫県西宮市泉町５番27―203号
債務者　出羽　昌子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係